

た か つ は つ  
高津発

に ほ ん か い か く  
日本改革!

ほりぞえ健<sup>けん</sup>ニュース

2006年7月号 No.35

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階

(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

## ローカル・マニフェストと議会改革

川崎市議会議員 ほりぞえ健

### 地方政治とマニフェスト

(事務局)

国政ではマニフェストを軸とした選挙が定着してきましたが、地方政治での動きはどうでしょうか。

(堀添)

もともと国政選挙でマニフェストが注目されたのは、やはり今までの「選挙公約」が、公約としての役割を十分果たせていなかったことによります。なぜ果たせなかったのかといえば、その公約でなにを実現するのかが明確となっていないからです。たとえば、「緑豊かな街づくり」という公約を掲げても、突き詰めて考えると、何が実現されるのか、よくわからない。わかるのは、その候補者なり政党が「緑」を重視しているんだな、ということだけです。そういう候補者に任せる、言い換えれば、どの候補者に「白紙委任」するのかを投票するのが選挙だったわけです。

これに対し、「マニフェスト選挙」では、具体的に評価可能な形で「公約」が示されます。そのことにより、有権者が直接、政策セットを選択することになります。もちろん、最終的な決定は、選挙で選ばれた政治家によって行われますし、場合によっては、マニフェストに掲げた内容と異なる政策が決定されるかもしれない。その時には、当然、説明責任を果たすことが求められますし、政治的責任を問われることになるかもしれませんが、いずれにせよ、政策の中身によって政治家を選択する、ということが大切で



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 市議会まちづくり委員会副委員長
- 民主党神奈川県第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(高校1年)の3人家族



はないでしょうか。その上で、地方政治を見た場合、やはり国政と同じように、政策を軸とした選挙の必要性が高まっていると思います。とりわけ地方分権が進む中で、どのような街づくりを行っていくのかについて、地方自治体の裁量権は確実に大きくなってきていますから、その中身や方向性を選挙の場を通じて決めていくことが重要です。

(事務局)

来年は4年に1回の統一地方選挙が行われますが、マニフェストがクローズアップされるのですか。

(堀添)

実は、すでに前回の神奈川県知事選挙では、主要各陣営は「マニフェスト」を掲げています。とくに松沢しげふみ知事が掲げたマニフェストは、37項目で34ページにもわたる本格的な内容でした。こうした流れは、来年の統一地方選挙において、さらに加速することになるのではないのでしょうか。

(事務局)

来年4月の統一地方選挙では川崎市議会議員選挙も行われますが、マニフェスト選挙となるのでしょうか。

(堀添)

川崎市議会においては、今のところ、統一地方選挙に向けローカル・マニフェストを作成することを明言している会派・政党はありません。しかし、主要各会派は内部で検討を進めているのではないのでしょうか。

(事務局)

仮にローカル・マニフェストを作成する場合には、どのような内容になるのでしょうか。

(堀添)

マニフェストにおいて、どこにポイントを置くかは、まさに選挙戦略の中軸となりますから、各会派とも力を注ぐでしょうし、有権者の側も、候補者が市政に対してどのような問題意識を持ち、どういう立場で対応しようとしているのかを、そのポイントを通じて評価することになるのではないのでしょうか。

私の個人的な考えとしては、まず第一に阿部市政に対する評価を示す必要があると思いますが、これについては新総合計画、自治基本条例、行財政改革で示された方向をさらにスピードアップし推進していく、ということになると思います。

その上で、第二に、具体的な施策分野の中で、われわれとして重視するものをピックアップし、できるだけ具体的に数値目標や期限、財源等を含めて示すことにより、民主党としてどのような川崎市政をめざしているのかを、有権者にわかりやすく伝えることが求められると思います。

そして第三に、自らのあり方として、市議会をどのように変えていくのか、いわゆる「議会改革」についても、示さなければならないと思います。

## 求められる地方議会改革

(事務局)

議会改革として、具体的にはなにが必要なのでしょう。

(堀添)

議会改革というと、議員定数の削減、費用弁償や政務調査費の扱い、議員年金、国内・海外視察のあり方、等々が俎上に上げられることが多いですし、私もこれらの課題は重要であり、きちんと取り組むべき課題であると思います。しかし、これらはどちらかといえば、行財政改革の一環として取り組むべき課題であり、これらの課題だけを解決したとしても、有権者が感じている「期待」に十分応えられるわけではないと、私は思います。

言い換えるならば、社会環境や地方政治を取り巻く状況が大きく変わる中で、地方議会としてどのような役割を担う必要があるのか、といった部分から議論をすべき時期にきているのではないのでしょうか。

極論すれば、行政に対するチェック機能を強化するために、議員数を大幅に増やすと共に、議員報酬を原則無報酬化するか、あるいは議会としての政策立案力を強化するために、議員数を各区2、3名程度に減らし、その代わり議会事務局の大幅拡充や公設秘書を設置する、等々といったレベルでの議論が重要だと思えます。

また、公職選挙法の改正が前提となりますが、地方議員選挙においても、現在の中・大選挙区制を国政選挙と同じ様に、小選挙区制や比例制に変えることも、検討課題の一つではないのでしょうか。

その上で、議員の行政に対する「口利き」内容の記録と公開ですとか、あるいは議会と市民の間を近づけ、より開かれた地方議会とするために、公聴会や参考人制度を積極的に活用することなどは、すぐに実行できる議会改革の中身だと思えます。

自治体によっては、二元代表制のもとにおける地方議会のあり方を明確にするために「議会基本条例」を制定しているところも出てきています。自治基本条例でも基本的な内容については規定されていますが、さらに具体化するという意味で、川崎市議会としても積極的に条例制定の検討を進める必要があると、私は思います。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2006年7月21日)



# 日常的金銭管理サービス

## 市、月額500円に軽減

### 利用料

川崎市は、二〇〇六年度から有料化した生活保護を受給する認知症高齢者や知的障害者を対象にした「日常的な金銭管理サービス」について、利用料を現行の月額二千五百円から五百円に軽減することを決めた。十四日の市議会代表質問で民主・市民連合の堀添健氏（高津区）の質問に、入江高一健康福祉局長が答えた。

同サービスは認知症高齢者や知的、身体障害者のほか、高齢者を対象に、自身で金銭管理が困難な場合、社会福祉協議会に届け出て、年金の受け取りや公共料金の支払いなど

を生活支援員に代行してもらおう制度。市によると、〇五年度末の利用者は二百九十六人で、うち生活保護受給者は百八十三人だった。

〇五年度までは、市は国との折半により、生活保護受給者に限って利用料を無料にしていた。しかし、今後の対象者の拡大を見据え、「制度の安定を図るため、対象者に応分の負担を求めることが必要」（市健康福祉局）と判断。有料化を決め、国への補助申請も行わないとしていた。

同局によると、五月中旬に厚生労働省から国の補助制度の活用を促す提

案があり、市は制度の変更について検討を重ねていた。同局は五百円の徴収について「一般利用者とのバランスを考慮し、事務経費の一部負担をお願いする」としている。新料金は四月にさかのぼって適用され、過払い分は今後の支払いで相殺するという。

市は〇六年度の利用者を約二百人と想定し、利用料として計約百万円を見込んでいる。

（大槻 和久）

神奈川新聞  
(6月16日付)

東京新聞  
(6月15日付)

神奈川新聞  
(6月15日付)



堀添 健氏（民主・市民連合、高津区）

〇七年四月の待機児童をゼロを目指しているが、達成への具体的方策は、一、市立病院の看護師不足の状況と対策は、入江 高一健康福祉局長 新たな保育所整備や既存施設の増築で計四百二十人の受け入れ枠を拡充するとともに、認可外

保育所を〇七年度に三カ所程度認可する。定員の弾力的運用も進める。菊地 義雄病院局長 〇六年四月現在、川崎病院で十一人、井田病院で六人の欠員状態になっている。七月一日付で新たな採用を予定しているほか、訪問就職説明会の実施や病院紹介のDVDを作製するなどして募集強化に取り組む。

# 有料化、3カ月で見直し

## 利用者負担500円に問われる市の姿勢

### 「認知症高齢者向け金銭管理サービス」

川崎市は、生活保護を受けている認知症高齢者や知的障害者らに対する「金銭管理サービス」について、本年度から始めた月額二千五百円の有料化を一転取りやめ、月額五百円の負担に改める。厚生労働省からの指導を受けた措置。地方自治体が決めた制度を、短期間で変更するのは珍しい。負担軽減は対象の障害者には朗報だが、朝令暮改の政策変更は市の姿勢が問われそうだ。

（飯田克志）

開会中の六月定例議会 六十五歳以上の高齢者をの代表質問で、民主の堀添健氏の質問に、入江高一・市健康福祉局長が答えた。

金銭管理サービスは、認知症高齢者や知的や身体障害者らと、おおむね

通常は利用料は月額二千五百円。昨年度まで、市は国の補助を受け、生活保護を受けている認知症高齢者や知的や身体障害者に限って、利用料を無料にしてきた。対象者が今後、増える予想

さ、さらに利用者のうち生活保護受給者は百八十三人だったが、負担が必要となった四月以降、十人がサービスの利用をやめた。このため医療生協などの市民グループが市や厚労省に働き掛

答弁などによると、厚生労働省から五月中旬、市に補助制度を活用するよう指導があり、市は制度変更を検討。東京都や横浜でも無償サービスを継続しており、無償から月額二千五百円の有料は、利用者の負担が大きいと判断した。しかし、通常は二千五百円かかる利用者とのバランスを考慮し、サービスの事務経費分月額五百円を負担してもらうことにした。四月にさかのぼって実施、過払い分は、今後の支払いの中で相殺される。

市は当初、約六百万円の支出削減を見込んでいたが、制度変更で、削減額は約百万円に減る。

### 新聞掲載記事より

